

防衛事業適合事業者契約の契約条項に係る細部事項

第 1 秘密取扱原因契約のリスト（第 6 条関係）

防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について（装装保第 1 4 8 4 6 号。令和 7 年 7 月 3 1 日。以下「実施要領」という。）別紙第 2 防衛事業適合事業者契約条項（以下「契約条項」という。）第 6 条第 2 項に規定する秘密取扱原因契約を網羅したリストの更新は、毎年 6 月末及び 1 2 月末時点を基準として行うものとする。

第 2 秘密保全体制の整備・維持（第 8 条関係）

- 1 契約条項第 8 条第 1 項に規定する装備政策部長が別に定める要件は、実施要領別紙第 1 付紙様式第 1－1 から付紙様式第 1－5 までの各情報保全体制に係る保全基準兼点検票の項目の欄に掲げる項目とする。
- 2 契約条項第 8 条第 1 項に規定する総括者の指名に関する基準は、付紙第 1 に掲げる細部審査基準とする。

第 3 新たな秘密保全施設及び秘密取扱情報システムの構築（第 9 条関係）

契約条項第 9 条第 1 項の規定による手続において、乙は、実施要領別紙第 1 第 1 4 第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、新たな秘密保全施設及び秘密取扱情報システムの内容が保全基準を満たしていることを甲から承認されなければならない。

第 4 関係社員候補者名簿（第 1 4 条関係）

- 1 契約条項第 1 4 条第 1 項に規定する装備政策部長が別に定める様式は、付紙様式第 1 とし、甲は、確認した結果を付紙様式第 2 により、乙に通知するものとする。
- 2 関係社員候補者名簿に記載する従業者の掲載基準は、付紙第 2 のとおりとする。

第 5 従業者からの同意書（第 1 7 条関係）

- 1 契約条項第 1 7 条第 1 項第 1 号に規定する装備政策部長が別に定める同意書の様式は、付紙様式第 3 とする。
- 2 契約条項第 1 7 条第 2 項に規定する一定の期間は、関係社員となった日から 5 年間とし、同項ただし書の装備政策部長が別に定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 関係社員名簿に記載した内容に変更がある場合
 - (2) 引き続き関係社員とすることに疑いを生じさせる事情がある場合
 - (3) その他甲が必要と判断した場合

第 6 人的クリアランスの事務（第 1 8 条関係）

乙は、特定秘密を取り扱う従業者の確認に関し、実施要領別紙第2付紙第3適性評価に関する特約条項に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第7 外国からの影響及び支配（第19条関係）

契約条項第19条に規定する外国からの影響及び支配の程度に関し、乙は、実施要領別紙第1付紙様式第1-1の保全基準兼点検票に掲げる事項に照らし、外国からの影響及び支配の有無について自己点検を行い、甲の確認を受けるものとする。

第8 交付・保有（第26条関係）

1 契約条項第26条第5項に規定する装備政策部長が別に定める表示は、次の各号に掲げる表示等とする。

(1) 特定資料等が次の各号に掲げる情報に係るものであるときは、当該各号に定める表示。ただし、既にNATO SECRETの表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

ア 秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密軍事情報であって、アメリカ合衆国政府から受領したものをいう。） 米国政府

イ 北大西洋条約機構秘密情報（北大西洋条約機構から受領した情報又は資料であって、情報及び資料の保護に関する日本政府と北大西洋条約機構との間の協定第1条(ii)に規定する秘密の指定を受けているものをいう。） NATO SECRET

ウ 仏国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密情報であって、フランス共和国政府から受領したものをいう。） 仏国政府

エ 豪州秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、オーストラリア政府から受領したものをいう。） 豪州政府

オ 英国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府から受領したものをいう。） 英国政府

カ インド秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本政府とインド共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密軍事情報であって、インド共和国政府から受領したものをいう。） インド政府

キ 伊国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、イタリア共和国政府から受領したものをいう。） 伊国政府

ク 韓国秘密軍事情報（秘密軍事情報の保護に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定第2条(a)に規定する秘密軍事情報であって、大韓民国政府から受領したものをいう。） 韓国政府

ケ 独国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定第1条(a)に規定する秘密情報であって、ドイツ連邦共和国政府から受領したもの） 独国政府

コ 瑞国秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とスウェーデン王国政府との間の協定第四条に基づく防衛装備品及び技術に係る情報保護に関する日本国防衛省とスウェーデン王国を代表する国防装備庁との間の取決め第1項に規定する秘密情報であって、スウェーデン王国国防装備庁から受領したもの） 瑞国政府

サ サウジ秘密情報（防衛協力及び交流の過程で取得される情報の保護に関する日本国防衛省とサウジアラビア王国国防省との間の取決め第1項aに規定する秘密情報であって、サウジアラビア王国国防省から受領したもの） サウジ政府

シ UAE秘密情報（防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定第五条に従って作成される防衛装備品及び技術に係る情報の保護に関する日本国防衛省とアラブ首長国連邦国防省との間の取決め第1項第3に規定する秘密情報（「محظور」に秘密指定されたものを除く。）であって、アラブ首長国連邦国防省から受領したもの） UAE政府

ス 宇国秘密情報（情報の保護に関する日本国政府と政府との間の協定第1条aに規定する秘密情報であって、ウクライナ政府から受領したもの）

(2) 特定資料等の各項の中央に当該文書、図画又は電磁的記録固有の数字又は組織名等を大判のスタンプによる表示又はこれに準ずる方法によって記載し、又は記録する等の所要の措置を講ずるものとする。

2 特定秘密である特定資料等を提供する場合において、契約条項第26条第5項ただし書の表示を付することが困難なときは、付紙様式第4により周知するものとする。

第9 閉鎖区域の構築・設定（第30条・第31条関係）

1 契約条項第30条第1項の規定により閉鎖区域を構築するに当たっては、乙は、付紙様式第5により甲に申請するものとする。

2 前項の規定により構築した閉鎖区域を変更しようとする場合は、乙は、同項の規定に準じて甲に申請するものとする。

3 契約条項第31条第1項の規定により閉鎖区域において特定資料等を取り扱う場合は、あらかじめ、乙は、当該閉鎖区域の名称、確認番号及び当該閉鎖区域を使用する秘密取扱原因契約並びに設定期間（始期年月日及び終期年月日）を、付紙様式第6により甲に届け出るものとする。

4 前項の規定により届け出た内容を変更しようとする場合は、乙は、同項の規定に準じて甲に届け出るものとする。

5 契約条項第31条第3項の規定により閉鎖区域の設定を解除した場合は、乙は、当該閉鎖区域の実施期間（始期年月日及び終期年月日）、保護措置の実施状況、異常の有無等を甲に届け出るものとする。

第10 携帯型情報通信・記録機器の持込制限（第36条関係）

- 1 契約条項第36条第2項に規定する装備政策部長が別に定める措置は、次の各号に掲げる措置を基準とする。
 - (1) 私有の携帯型情報通信・記録機器ではないこと。
 - (2) 業務上必要なソフトウェア以外のソフトウェアがインストールされていないこと。
 - (3) 直前に最新の検知ソフトウェアでフルスキャンしていること。
 - (4) 無線LANの機能が無効化されていること。
 - (5) 携帯型情報通信・記録機器の使用後に、秘密取扱情報システムの利用者が秘密のデータが保存されていないことを確認するとともに、当該利用者以外の者が点検すること。
 - (6) 使用日時・使用者・使用目的等を含む記録簿を整備すること。
 - (7) 携帯型情報通信・記録機器に対するリモートアクセスによる起動及び操作を禁止すること。
- 2 乙は、携帯型情報通信・記録機器を秘密保全施設等に持ち込もうとする場合は、その目的、作業内容、持ち込み期間（始期年月日及び終期年月日）、取り扱う特定資料等の名称、秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」）のほか、前項に規定する基準を満たすことを証する文書を添えて甲に申請するものとする。この際、乙は、一の秘密取扱原因契約に基づき携帯型情報通信・記録機器を秘密保全施設等に持ち込もうとする回数が複数に及ぶ場合は、包括的に申請することができる。

第11 情報システムの持ち込み・設置制限（第37条関係）

- 1 契約条項第37条第2項に規定する装備政策部長が別に定める措置は、次の各号に掲げる措置を基準とする。
 - (1) 私有の情報システムではないこと。
 - (2) 業務上必要なソフトウェア以外のソフトウェアがインストールされていないこと。
 - (3) 直前に最新の検知ソフトウェアでフルスキャンしていること。
 - (4) 無線LANの機能が無効化されていること。
 - (5) 情報システムの使用後に、秘密取扱情報システムの利用者が秘密のデータが保存されていないことを確認するとともに、当該利用者以外の者が点検すること。
 - (6) 使用日時・使用者・使用目的等を含む記録簿を整備すること。
- 2 乙は、情報システムを秘密保全施設等に持ち込もうとする場合は、その目的、作業内容、持ち込み期間（始期年月日及び終期年月日）、取り扱う特定資料等の名称、秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」）のほか、前項に規定する基準を満たすことを証する文書を添えて甲に申請するものとする。この場合において、乙は、秘密取扱原因契約に基づき情報システムを秘密保全施設等に持ち込もうとする回数が複数に及ぶときは、包括的に申請することができる。

第 1 2 秘密保全施設等の運用管理（第 3 8 条関係）

- 1 契約条項第 3 8 条第 1 項の規定に基づき、秘密保全施設等への立入りの状況を記録するため、乙は、立入者の所属、氏名、立入目的、その他の所要の事項について、付紙様式第 7 による立入記録簿に記載するものとする。
- 2 契約条項第 3 8 条第 4 項に規定する装備政策部長が別に定める期間は、法令その他別段の定めのある場合を除き、当該記録を作成した日の翌年度から起算して 5 年間を基本とする。

第 1 3 登録及び管理（第 4 2 条関係）

- 1 契約条項第 4 2 条第 1 項の規定に基づき、特定資料等の管理の現況を把握するため、乙は、次の各号に掲げる帳簿について、当該各号による様式を基準として、特定資料等を登録及び管理するものとする。
 - (1) 秘密文書等保管簿（装備品等秘密／特別防衛秘密） 付紙様式第 8 - 1
 - (2) 秘密文書等保管簿（特定秘密） 付紙様式第 8 - 2
 - (3) 秘密文書等複製等実施記録簿 付紙様式第 9
 - (4) 指定・解除簿（装備品等秘密／特別防衛秘密） 付紙様式第 1 0 - 1
 - (5) 指定・解除簿（特定秘密） 付紙様式第 1 0 - 2
 - (6) 反故紙破棄／廃棄簿 付紙様式第 1 1
 - (7) 関係簿冊廃棄記録簿 付紙様式第 1 2
- 2 契約条項第 4 2 条第 3 項に規定する装備政策部長が別に定める期間は、法令その他別段の定めのある場合を除き、秘密取扱原因契約の終了した日の翌年度から起算して 5 年間を基本とする。

第 1 4 取扱いの記録（第 4 3 条関係）

- 1 契約条項第 4 3 条第 1 項の規定に基づき、特定資料等の閲覧その他関係社員及び下請負事業者関係社員による特定資料等の取扱いの経過を把握するため、乙は、次の各号に掲げる帳簿について、当該各号による様式を基準として必要な事項を記録し、これを管理するものとする。
 - (1) 秘密文書等閲覧簿 付紙様式第 1 3
 - (2) 秘密文書等貸出簿 付紙様式第 1 4
 - (3) 文字盤鍵組合せ番号変更記録簿 付紙様式第 1 5
 - (4) 適格証明書管理簿 付紙様式第 1 6
 - (5) 引継確認簿 付紙様式第 1 7
- 2 契約条項第 4 3 条第 3 項に規定する甲が別に定める期間は、法令その他別段の定めのある場合を除き、当該記録を作成した日の翌年度から起算して 5 年間を基本とする。

第 1 5 特定秘密の表示等（第 4 7 条関係）

契約条項第 4 7 条第 2 項に規定する装備政策部長が別に定める表示は、次の各号に掲げる表示とする。

- (1) 特定秘密資料等が次の各号に掲げる情報であるときは、当該各号に定める表示。ただし、既に N A T O S E C R E T の表示がされているも

のについては、改めて当該表示をすることを要しない。

- ア 秘密軍事情報 米国政府
- イ 北大西洋条約機構秘密情報 N A T O S E C R E T
- ウ 仏国秘密情報 仏国政府
- エ 豪州秘密情報 豪州政府
- オ 英国秘密情報 英国政府
- カ インド秘密軍事情報 インド政府
- キ 伊国秘密情報 伊国政府
- ク 韓国秘密軍事情報 韓国政府
- ケ 独国秘密情報 独国政府
- コ 瑞国秘密情報 瑞国政府
- サ サウジ秘密情報 サウジ政府
- シ U A E 秘密情報 U A E 政府
- ス 宇国秘密情報 宇国政府

- (2) 特定資料等の各項の中央に当該文書、図画又は電磁的記録固有の数字又は組織名等を大判のスタンプによる表示

第 1 6 装備品等秘密の表示等（第 5 1 条関係）

契約条項第 5 1 条に規定する装備政策部長が別に定める表示は、特定資料又は特定物件が次の各号に掲げる情報である場合の当該各号に定める表示とする。ただし、既に N A T O S E C R E T の表示がされているものについては、改めて当該表示をすることを要しない。

- (1) 秘密軍事情報 米国政府
- (2) 北大西洋条約機構秘密情報 N A T O S E C R E T
- (3) 仏国秘密情報 仏国政府
- (4) 豪州秘密情報 豪州政府
- (5) 英国秘密情報 英国政府
- (6) インド秘密軍事情報 インド政府
- (7) 伊国秘密情報 伊国政府
- (8) 韓国秘密軍事情報 韓国政府
- (9) 独国秘密情報 独国政府
- (10) 瑞国秘密情報 瑞国政府
- (11) サウジ秘密情報 サウジ政府
- (12) U A E 秘密情報 U A E 政府
- (13) 宇国秘密情報 宇国政府

第 1 7 防衛事業適合事業者による点検（第 6 6 条関係）

- 1 契約条項第 6 6 条各項の規定に基づき、乙は、次の各号に掲げる書類について、当該各号に定める期間に応じ、甲に提出するものとする。

- (1) 実施要領別紙第 1 付紙様式第 7 の自己点検申告書及び同付紙様式第 1 3 の自己点検票（月次） 次項の表の起算月から毎月
- (2) 実施要領別紙第 1 付紙様式第 7 の自己点検申告書及び同付紙様式第 1 ー 1 から同付紙様式第 1 ー 5 までの保全基準兼点検票並びにリスク査定関係書類 次項の表の起算月から 1 年ごと

- 2 前項各号の関係書類の提出期間の起算は、次の表の防衛事業適合事業者契約の締結日の属する期間に対応した月から起算するものとする。

防衛事業適合事業者契約の締結日の属する期間	関係書類の提出期間の起算月
4月1日～6月30日	7月
7月1日～9月30日	10月
10月1日～12月31日	1月
1月1日～3月31日	4月

第18 秘密保全施設を備えない限定的な防衛事業適合事業者に係る下請負の禁止の例外（第68条関係）

契約条項第68条第3項に規定する装備政策部長が別に定める場合は、乙が秘密保全施設を備えずに下請負事業者の秘密保全施設又は防衛省の施設において当該下請負事業者に特定資料等を取り扱わせる必要性及び合理性が存在することが認められた場合であって、次の各号に掲げる要件を全て満たしたときとする。

- (1) 契約条項第69条第1項の規定により、同項の秘密の管理職員の許可を得ていること。
- (2) 乙の秘密保全規則に当該下請負事業者による特定資料等の取扱いの管理について規定されており、乙にこれを実施する態勢が整っていること。
- (3) 乙が、当該下請負事業者による特定資料等の取扱いに関し、当該下請負事業者との契約に従い、当該下請負事業者と同等の注意義務を負うこと。
- (4) 乙による特定資料等の取扱いは、秘密の管理職員が承認した範囲であること。

第19 契約の延長（第72条関係）

契約条項第72条に規定する装備政策部長が別に定める要件として、乙は、実施要領別紙第1付紙様式第10の契約延長の申請書及び同付紙様式第1-1から同付紙様式第1-5までの保全基準兼点検票を提出するものとする。

第20 情報システムに関する記録（情報システム特約条項第4条、第5条、第14条、第15条、第16条、第23条、第25条関係）

- 1 実施要領別紙第2付紙第4の秘密取扱情報システムに関する特約条項（以下「情報システム特約条項」という。）の規定による秘密取扱情報システムに関する記録を把握するため、乙は、次の各号に掲げる帳簿について、当該各号による様式を基準として記録するものとする。

- (1) 秘密取扱情報システム利用者指定・解除簿 付紙様式第18
- (2) 秘密取扱情報システム利用に当たっての同意書 付紙様式第19
- (3) 可搬記憶媒体管理簿 付紙様式第20

- (4) 秘密取扱情報システム管理簿 付紙様式第 2 1
 - (5) 秘密取扱情報システムぜい弱性対処記録 付紙様式第 2 2
 - (6) ホワイトリスト 付紙様式第 2 3
 - (7) 構成設定目録 付紙様式第 2 4
 - (8) 操作手順書 付紙様式第 2 5
 - (9) アクセス制御方針 付紙様式第 2 6
 - (10) 携帯型情報通信・記録機器の利用に係る要件 付紙様式第 2 7
 - (11) 秘密取扱情報システムのセキュリティを確保するための組織体制 付紙様式第 2 8－1、2 8－2
 - (12) ネットワーク構成図 付紙様式第 2 9
 - (13) データフロー図 付紙様式第 3 0
 - (14) アカウント管理計画 付紙様式第 3 1
 - (15) 識別子管理簿 付紙様式第 3 2
 - (16) システムログ分析結果記録簿 付紙様式第 3 3
 - (17) ぜい弱性スキャン分析結果記録簿 付紙様式第 3 4
 - (18) バックアップ実施等記録簿 付紙様式第 3 5
 - (19) メンテナンス等計画 付紙様式第 3 6
 - (20) メンテナンス等実施記録 付紙様式第 3 7
- 2 情報システム特約条項第 2 5 条第 2 項に規定する装備政策部長が別に定める期間は、法令その他別段の定めのある場合を除き、当該記録を作成した日の翌年度から起算して 5 年間を基本とする。

第 2 1 秘密取扱情報システム実装計画の届出（情報システム特約条項第 1 2 条関係）
秘密取扱情報システム実装計画を変更した場合は、乙は、付紙様式第 3 8 による様式を基準として届け出るものとする。

総括者の指名に関する細部審査基準

乙は、総括者を指名するに当たっては、以下の第 1 から第 3 までの基準のいずれかを満たすことができる者とする。

第 1 基準 1

- 1 総括者は、防衛事業適合事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の防衛事業適合事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、防衛事業適合事業者及びその下請負事業者に対し、秘密の保全についての権限を行使できること。
- 2 総括者は、過去 10 年の間、2 年以上継続して、通算 3 年以上にわたり防衛産業において該当する秘密区分を含む防衛省の秘密を取り扱った実務経験があること。
- 3 総括者は、リスク評価、従業員への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置について熟知しており、日常的な秘密の取扱いについて関係社員に対する指導を行うことができること。

第 2 基準 2

- 1 総括者は、防衛事業適合事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の防衛事業適合事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、防衛事業適合事業者及びその下請負事業者に対し、秘密の保全についての権限を行使できること。
- 2 第 1 の 2 及び 3 を満たすことができない場合には、以下の措置を講じること。
 - (1) 保全責任者その他秘密保全組織を管理する者であって、総括者を支える者として過去 10 年の間に通算 5 年以上にわたり防衛産業において該当する秘密区分を含む防衛省の秘密を取り扱った実務経験があり、リスク評価、従業員への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の秘密の取

扱いに関する措置について熟知している者を配置すること。

- (2) 総括者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として秘密を取り扱うまでに、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置についての防衛装備庁の研修を修了すること。

第3 基準3

- 1 総括者は、防衛事業適合事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の防衛事業適合事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、防衛事業適合事業者及びその下請負事業者に対し、秘密の保全についての権限を行使できること。
- 2 第2の2(1)を満たすことができない場合には、以下の措置を講じること。
 - (1) 総括者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として秘密を取り扱うまでに、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置についての防衛装備庁の研修を修了すること。
 - (2) 保全責任者、秘密取扱情報システム管理者、秘密取扱情報システム担当者、アカウント管理者その他秘密保全組織を管理する者は、防衛事業適合事業者契約の申込みをした日から事業者として秘密を取り扱うまでに1回及びその後は3か月に1回の頻度により合計4回、リスク評価、従業者への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、秘密取扱情報システム、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、日常的な秘密の取扱いに関する保全措置についての防衛装備庁の研修を修了すること。

関係社員候補者名簿の作成基準

防衛事業適合事業者は、契約条項第 1 4 条に基づく関係社員候補者名簿作成の際の従業者（以下「候補者」という。）の掲載に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 候補者には、人格、素行、勤務状況等を総合的に勘案し、秘密を取り扱う業務に従事する者としてふさわしい者を充て、その範囲は最小限とすること。
- (2) 候補者の指定に当たっては、従業者の同意を得た上で確認を行い、確認の過程で得た個人情報の取扱いについては目的外の使用をしないこと。
- (3) 候補者の指定に当たっては、次表に掲げる掲載基準を参考に確認するものとし、従業者との面談や公的証明書等により確認するとともに、契約の履行中においても継続的に把握すること。
- (4) 関係社員候補者名簿又は関係社員名簿に掲載された従業者の情報に変更のあった場合は、改めて申告するよう従業者に注意喚起すること。
- (5) 関係社員候補者名簿の記載事項に関し、装備保全管理課長から改めて確認を求められた場合は速やかに対応をすること。
- (6) 従業者が、別の契約で確認を受けた関係社員名簿が有効期間内にある場合は、氏名、当該確認通知の発簡番号及び発簡年月日の記入をもってこれに代えることができる。

掲載基準	判定の目安
1 秘密の漏えいのおそれがないことの確認として、人格、素行、勤務状況等を踏まえ、ふさわしい者であることの総合的な確認が行われていること。また、防衛装備庁との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者に該当しない者であることの確認が行われていること。	関係社員候補者名簿に次に掲げる事項が漏れなく記載されており、事業者におけるこれらの確認方法及び確認した事実が明確になっていること。 (1) 候補者に指定された者の氏名 (2) 生年月日 (3) 所属する部署 (4) 役職 (5) 勤務状況等（人格、素行を含む。） (6) 国籍
2 候補者の範囲は必要最小限にとどめられていること。	各候補者の従事する秘密業務の内容が明確になっていること。

付紙様式第 1

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

契 約 担 当 官 等 殿
(地方防衛局調達部長等 経由)

所 在 地
事業者名
代表者名

関係社員候補者名簿の提出について

標記について、属紙のとおり同意を得たく提出します。

1 調達要求番号

2 件名

添付書類：属紙

契約担当官等名	確認年月日

注 意
(特に厳重な取扱いを要する)

関係社員 候補者 名簿

番号	(ふりがな) 氏 名	関係社員 としての役職	関係社員 としての業務内容	生年月日	部署・役職	勤務状況等	国 籍	確認 結果	備 考

- ※1 名簿に所定の事項を記載した後は、「個人情報」の表示を併記する。
- ※2 備考欄には、防衛事業適合事業者において確認結果の根拠となった資料名等又は確認の方法等を記載するほか、その他懸念される事項等があればその旨記載する。
- ※3 関係社員の候補者が、既に確認を受けている関係社員（当初の確認から5年以内の者に限る。）である場合は、氏名、関係社員としての役職、関係社員としての業務内容のほか、備考欄に「確認済み」及び確認通知の発簡番号・発簡年月日を記載するものとする。
- ※4 契約担当官等は、関係社員の候補者の範囲について確認後、確認年月日を記載するものとする。
- ※5 装備保全管理課長は、関係社員候補者の確認を行った後、表題中「候補者」の部分有二重線で抹消するほか、同意を得られなかった候補者については二重線で抹消する。
- ※6 関係社員候補者名簿に記載された情報は、関係社員としての確認手続のみに使用し、目的外の利用を禁止するとともに適切に管理しなければならない。

付紙様式第2

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

(防衛事業適合事業者) 殿

防衛装備庁装備政策部

装備保全管理課長

関係社員候補者名簿について（通知）

〔防衛事業適合事業者からの届出文書番号（発簡年月日）〕により届出された標記について、【適当であると認めた／不適当であると認めた】ので通知します。

〔不適当であると認めた理由：（※）〕

※ 不適当であると認めた場合に、その理由を具体的に記載する。

写送付先：契約担当官等、地方防衛局調達部長等

年 月 日

同 意 書

(事業者名)

宛

私は、秘密を取り扱う業務に従事するに当たって、関係社員候補者名簿へ掲載され、秘密を取り扱う者としてふさわしい者であることの確認のために必要な事項を防衛省に報告し、防衛省がこの確認のため必要な場合はこれに協力することについて同意します。

また、私は、関係社員名簿に掲載された場合、秘密を取り扱うに当たり、在職中及び離職後において、秘密（特別防衛秘密/装備品等秘密）を故意に漏えい等したときには、関係法律により罰せられることがあること及び民事上の責任を問われることがあることを理解し、秘密を取り扱う業務に従事することに同意します。

現 住 所 :

氏 名 :

生 年 月 日 :

※本同意書は、防衛省の確認を受け、関係社員とされた日から起算して
5年間有効

付紙様式第 4

発 簡 番 号

發簡年月日

防衛裝備庁裝備政策部

裝備保全管理課長

特定秘密に係る指定書

その性質上、次の文書等には「特定秘密」の表示が行われていないが、特定秘密文書等に該当する。

[illegible]

付紙様式第 5

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長 殿

(防衛事業適合事業者)

閉鎖区域の[構築／変更]に係る確認について (申請)

標記について、([構築／変更]の理由を記載) のため、申請します。

添付書類： 1 秘密保全規則の改正案

2 保全基準兼点検票 (付紙様式第 1 - 4) 及び関係書類

写送付先：申請者である防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達
部長等

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長 殿

(防衛事業適合事業者)

閉鎖区域の[設定／期間の変更]について (届出)

標記について、下記のとおり届出ます。

記

- 1 閉鎖区域の確認番号
- 2 閉鎖区域の名称
- 3 秘密取扱原因契約
- 4 設定期間

写送付先：申請者である防衛事業適合事業者を管轄する地方防衛局調達
部長等

- 注：1 第 1 項には、構築の際に防衛装備庁から確認を受けたときの通知文書番号及び発簡年月日を記載すること。
- 2 第 4 項には、始期年月日及び終期年月日を記載すること。設定期間の変更の場合には、変更前及び変更後のそれぞれについて、始期年月日及び終期年月日を記載すること。

立 入 記 録 簿

秘密保全施設等の名称：_____

年月日	立入時刻	退出時刻	所 属	氏 名	目 的	適格証明書 の 番 号	本人確認欄	保全責任者 確認欄	備 考
	:	:							
	:	:							
	:	:							
	:	:							
	:	:							

※ 関係社員以外の立入可能者の場合は、「適格証明書の番号」欄には、当該立入可能者の身分証明書等の番号を記載させる。

【装備品等秘密文書等／特別防衛秘密文書等】保管簿

番号	登録番号	一連番号	指定条件	件 名	接 受		
					年月日	受領者 確認欄	保全責任者 確認欄

付紙様式第 8－1 （ 2 ／ 2 ）

複製等				送 達				破 棄			備 考
年月日	実施者 確認欄	立会官 確認欄	保全責任者 確認欄	年月日	送達先	受領者 確認欄	保全責任者 確認欄	年月日	実施者 確認欄	保全責任者 確認欄	

※ 1 文書と物件は、別葉の保管簿で管理する。

※ 2 【装備品等秘密文書等／特別防衛秘密文書等】を送達又は破棄し、若しくは指定が解除された場合は、当該【装備品等秘密文書等／特別防衛秘密文書等】の管理情報を記録する行の全体を赤色の二重線等で抹消する。

※ 3 【装備品等秘密／特別防衛秘密】に指定される前の文書等については、備考欄に【指定前装備品等秘密／指定前特別防衛秘密】と記載する。その後、防衛省により【装備品等秘密／特別防衛秘密】に指定された場合は、登録番号等の管理情報を記載するとともに、備考欄の【指定前装備品等秘密／指定前特別防衛秘密】の記載を赤色の二重線等で抹消する。

特定秘密文書等保管簿

番号	登録番号 及び一連番号	保存期間	特定秘密の指定		件 名	接 受		
			整理番号	有効期間が 満了する年月日		年月日	受領者 確認欄	保全責任者 確認欄

付紙様式第 8－2 （ 2 ／ 2 ）

作成（複製を含む。）				送 達				廃 棄			備 考
年月日	実施者 確認欄	立会官 確認欄	保全責任者 確認欄	年月日	送達先	受領者 確認欄	保全責任者 確認欄	年月日	実施者 確認欄	保全責任者 確認欄	

※ 1 文書と物件は、別葉の保管簿で管理する。

※ 2 特定秘密文書等を送達、廃棄し、又は特定秘密の指定の有効期間が満了し、若しくは特定秘密の指定が解除された場合は、当該特定秘密文書等の管理情報を記録する行の全体を赤色の二重線等で抹消する。

※ 3 特定秘密の指定の有効期間が延長された場合は、特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日欄に延長後の指定の有効期間が満了する年月日を追記する（それまでの指定の有効期間が満了する年月日は赤色の二重線等で抹消する。）。

【装備品等秘密文書等複製等／特別防衛秘密文書等複製等／特定秘密文書等作成】実施記録簿

実 施 年 月 日	調達要求番号	複製又は 製作の別	件 名	登録番号	一連番号	数量	保管場所	実施者 確認欄	保全責任者 確認欄	備 考

※ 文書と物件は、別葉で管理する。

指定・解除簿（【装備品等秘密／特別防衛秘密】）

番号	所 属	氏 名	役 職	指 定			解 除			備 考
				年月日	本人確認欄	総括者 確認欄	年月日	本人確認欄	総括者 確認欄	

※ 1 役職欄には、秘密保全組織上の役職を記載する。

※ 2 解除する場合は、その理由（例：契約終了、人事異動、退職等）を備考欄に記載する。

指定・解除簿（特定秘密）

番号	所 属	氏 名	役 職	適性評価 年 月 日	指 名			解 除			備 考
				適性評価 有効期間	年 月 日	本人 確 認 欄	業 務 管 理 者 確 認 欄	年 月 日	本人 確 認 欄	業 務 管 理 者 確 認 欄	

※ 1 役職欄には、秘密保全組織上の役職を記載する。

※ 2 解除する場合は、その理由（例：契約終了、人事異動、退職等）を備考欄に記載する。

反古紙【破棄／廃棄】簿

[illegible]

関係簿冊廃棄記録簿（【装備品等秘密／特別防衛秘密／特定秘密】）

[illegible]

【裝備品等秘密文書等／特別防衛秘密文書等／特定秘密文書等】閱覽簿

整理 番号	登録番号	一連 番号	件名	閲覧者					保全 責任者 確認欄	備考
				年月日	所属	氏名	本人 確認欄	開始時刻		
								終了時刻		
								:		
								:		
								:		
								:		
								:		
								:		

【裝備品等秘密文書等／特別防衛秘密文書等／特定秘密文書等】貸出簿

[illegible]

【裝備品等秘密保全／特別防衛秘密保護／特定秘密保護】適格証明書管理簿

[illegible]

引継確認簿（【装備品等秘密／特別防衛秘密／特定秘密】）

引継年月日	保管数量		異状の有無	（※１）管理責任者／保全責任者		（※２）管理責任者		備考
	文書	物件		所属・氏名	確認欄	確認年月日	確認欄	
				（旧）				
				（新）				
				（旧）				
				（新）				
				（旧）				
				（新）				

※１ 所要に応じ、いずれかを選択して記載する。

※２ 保全責任者の引継確認簿の場合に設ける。

秘密取扱情報システム利用者指定・解除簿

番号	所 属	氏 名	役 職	指 定			解 除			備 考
				年月日	本人 確認欄	総括者 確認欄	年月日	本人 確認欄	総括者 確認欄	

※ 解除する場合は、その理由（例：契約終了、人事異動、退職等）を備考欄に記載する。

年 月 日

秘密取扱情報システム利用に当たっての同意書

(事業者名)

宛

私は、秘密取扱情報システム利用者として、次の事項内容を理解し、同システムを適切に利用することに同意します。

- 1 利用する情報システムが、秘密のデータを取り扱うための秘密取扱情報システムであること。
- 2 秘密取扱情報システムの利用は常時監視されるとともに、利用の履歴が記録され、検査の対象となること。
- 3 秘密取扱情報システムを不正に使用した場合は、法律上の責任を問われる可能性があること。

現 住 所 :

氏 名 :

生 年 月 日 :

※本同意書は、書名から 5 年間有効

可搬記憶媒体管理簿

1 管理番号等

管理番号	
媒体の種類	
品名／形式番号	

2 登録・廃棄

区分	年月日	秘密取扱情報システム 担当者	秘密取扱情報システム 管理者	データの 消去	復元でき ない状態 の点検	廃棄
登録						
廃棄				※1	※2、3	※4

※1 データ消去を実施した者の氏名、所属、実施時刻を記入し、署名する。

※2 データ消去を実施した者とは異なる者が、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検する。

※3 点検した者の氏名、所属、実施日を記入し、署名する。

※4 廃棄を実施した者の氏名、所属、実施時刻を記入し、署名する。なお、廃棄は、データ消去実施者が兼ねることができる。

3 使用用途

番号	年月日	内 容	暗号化の 有無※5	秘密取扱情報シ ステム担当者	秘密取扱情報シ ステム管理者
1					
2					

※5 可搬記憶媒体に情報を記録するときは、暗号化すること。また、政府推奨暗号等を使用すること。

4 接続可能システム

番号	年月日	秘密取扱情報システム又は 情報システムの名称	秘密取扱情報シ ステム担当者	秘密取扱情報シ ステム管理者
1				
2				
3				

5 使用可能者

番号	年月日	所属	役職	氏名	秘密取扱情報システム担当者	秘密取扱情報システム管理者
1						
2						
3						
4						

6 使用履歴

番号	年月日	使用用途 番号	接続可能 システム番号	使用可能者 番号	秘密取扱情報システム担当者	秘密取扱情報システム管理者
1						
2						
3						
4						

7 確認履歴

年月日	秘密取扱情報システム担当者	秘密取扱情報システム管理者	備 考

8 秘密取扱情報システム以外の情報システムへの接続

年月日	秘密取扱情報システム担当者	秘密取扱情報システム管理者	備考（接続した情報システムなど）

秘密取扱情報システム管理簿

1 管理番号等

管理番号	
品名／形式番号	

2 登録・廃棄

区分	年月日	秘密取扱情報システム 担当者	秘密取扱情報システム 管理者	データの 消去	復元でき ない状態 の点検	廃棄
登録						
廃棄				※1	※2、3	※4

- ※1 データ消去を実施した者の氏名、所属、実施時刻を記入し、署名する。
- ※2 データ消去を実施した者とは異なる者が、保護すべきデータが復元できない状態であることを点検する。
- ※3 点検した者の氏名、所属、実施日を記入し、署名する。
- ※4 廃棄を実施した者の氏名、所属、実施時刻を記入し、署名する。なお、廃棄は、データ消去実施者が兼ねることができる。

秘密取扱情報システムぜい弱性対処記録

秘密取扱情報 システム管理番号	
発見日時	
発見者	
発見又は探知された ぜい弱性	
システムへの影響	
修正方法	
修正日	
修正実施者	
使用パッチ、 適用更新プログラム	
修正結果への評価等	

※ぜい弱性診断を実施した場合、診断結果等を添付する。

(秘密取扱情報システム管理番号)

ホワイトリスト

パソコン名又は機器名：

番号	名称	エディション	バージョン	提供元	適用区分	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(秘密取扱情報システム管理番号)

構成設定目録

構成要素：(ハードウェア／ソフトウェア／記憶媒体／ネットワーク)

No.	対象項目	要求事項	機能名称	設定項目	設定値	設定値の説明 (変更した理由を追記)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(秘密取扱情報システム管理番号)

操作手順書

1. はじめに

- (1) 目的
- (2) 事前準備
- (3) 留意事項

2. 操作手順

- (1) 端末起動
- (2) ログイン

(以降は機器に応じて記載)

(秘密取扱情報システム管理番号)

アクセス制御方針

1. 秘密取扱情報システムのアクセス制御
(システム管理者とシステム利用者の区分)
2. 必要最小限度の原則
3. アカウント管理
 - (1) アカウント作成
 - (2) アカウントの発行管理
 - (3) アカウントによるデータアクセス管理
4. ログオン及びユーザーセッションの管理
5. リモートアクセスの禁止

携帯型情報通信・記録機器の利用に係る要件

1. 目的

2. 対象

3. 利用要件

(1) 基本方針

(2) 技術要件

(3) 運用要件

(秘密取扱情報システム管理番号)

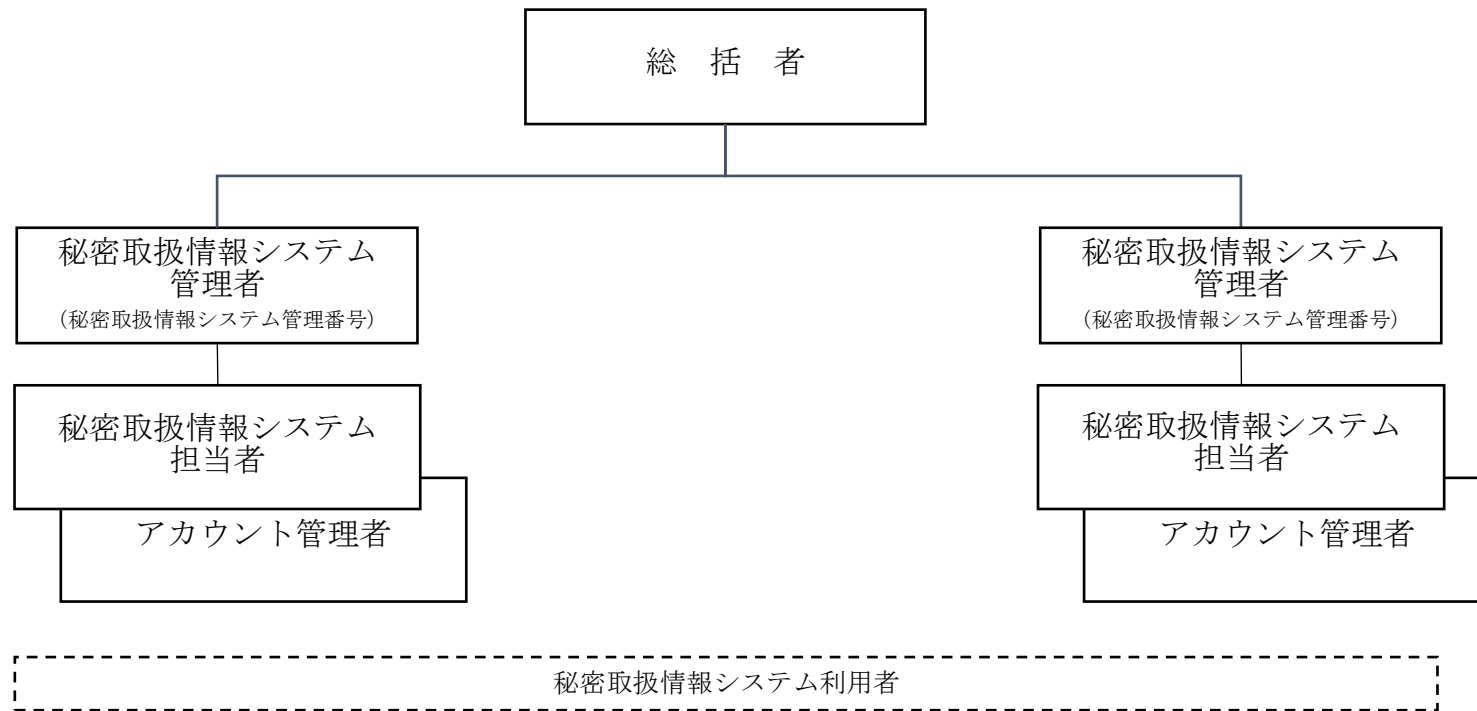
秘密取扱情報システムのセキュリティを確保するための組織体制（人員）

年 月 日現在

No.	保全体制における役職	所属	役職	氏名	着任日	秘密取扱情報システム （管理者、一般利用者の別）	責任及び役割
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

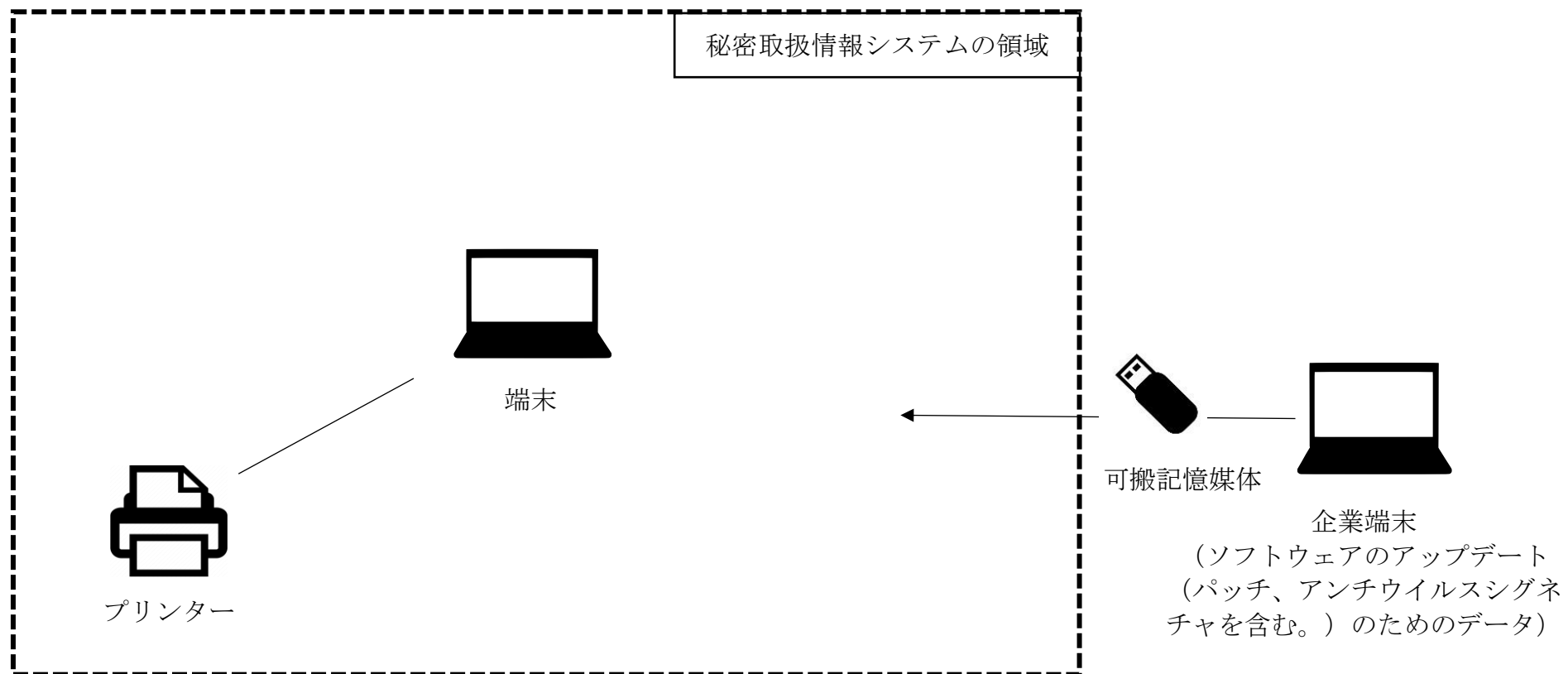
秘密取扱情報システムのセキュリティを確保するための組織体制（体制図）

年 月 日現在



(秘密取扱情報システム管理番号)

ネットワーク構成図



(秘密取扱情報システム管理番号)

データフロー図

業務概要	備考

【凡例】

データフロー

○○○○

データ処理

○○○○

データ保存

○○○○

外部組織
データ供給元・
提出先

○○○○



(秘密取扱情報システム管理番号)

アカウント管理計画

1 目 的

2 アカウント区分及び利用可能権限

区 分※	利用可能権限	備 考

※役職名等は、秘密保全組織上の役職を記載する。

3 設定要領

識別子管理簿

(秘密取扱情報システム管理番号)

1 秘密取扱情報システム利用者

整理 番号	所属	氏 名	役職名等	識別子(ID)	設定日	秘密取扱シス テム管理者	失効日時	秘密取扱シス テム管理者	備 考

※役職名等は、社内における役職及び秘密保全組織上の役職を記載する。

(秘密取扱情報システム管理番号)

2 秘密取扱情報システム構成要素：品名又はホスト名：〇〇〇 (一件一葉で作成)

整理 番号	資産管理番号	識別子(ID)	利用者	設定日	秘密取扱シス テム管理者	失効日時	秘密取扱シス テム管理者	備 考

※ 1：1 年間以上使用されなかった識別子は無効化すること。

※ 2：無効化した識別子は再利用しないこと（2 年間）。

システムログ分析結果記録簿

(秘密取扱情報システム管理番号)

分析日	アラート件数			不審な挙動		秘密取扱情報 システム管理者	総括者
	低	中	高	概 要	対処必要性		

添付分析結果：

ぜい弱性スキャン分析結果記録簿

(秘密取扱情報システム管理番号)

年月 日	区 分	ぜい弱性スキャン結果		脆弱性の特定	処置方針	秘密取扱情報 システム管理者	総括者
		概要	詳細				

バックアップ実施等記録簿

(秘密取扱情報システム管理番号)

[illegible]

メンテナンス等計画

- 1 実施年月日
- 2 実施場所
- 3 秘密取扱情報システム管理番号
- 4 対象機器
- 5 作業区分（どちらかを○で囲む）
定期 ・ 臨時
- 6 実施者
 - (1) 監督者
 - (2) メンテナンス人員（秘密取扱システム利用者以外の場合はその旨を明記）
- 7 メンテナンス等の内容
 - (1) 実施概要、手順等
 - (2) メンテナンス等に使用する機器、ツール等
- 8 その他（メンテナンス等に付帯する作業について記載）

(秘密取扱情報システム管理番号)

メンテナンス等実施記録

実 施 日 時		
実 施 場 所		
対 象 機 器		
作 業 区 分		
実 施 者	監 督 者	
	メンテナンス人員※	
内 容	実施概要、手順等	
	メンテナンス等に使用した機器、ツール等	
その他		

※メンテナンス人員が指定された秘密取扱情報システム利用者以外の場合、事業者の名称及び所在、人員の名簿（国籍等を含む。）を記入する。

付紙様式第 38

発 簡 番 号

発 簡 年 月 日

防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長 殿
(地方防衛局調達部長等 経由)

所 在 地

事業者名

代表者名

秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画について

標記について、別添のとおり届け出ます。

記

- 1 防衛事業適合事業者契約年月日：
- 2 防衛事業適合事業者契約番号：

添付書類：秘密取扱情報システムセキュリティ実装計画